

広島皆実高等学校いじめ防止基本方針

1 広島皆実高等学校いじめ防止基本方針の策定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

広島皆実高等学校いじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、県・学校・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法 第十三条 学校いじめ防止方針」の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 いじめの定義

基本方針におけるいじめについて、「いじめ防止対策推進法 第2条 定義」を踏まえ、次のとおりとする。

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つこととする。いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることにする。

参考 「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定
(P4 5いじめの定義)

3 いじめの理解（いじめの四層構造）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のため、全ての生徒を対象とした、いじめ未然防止の観点に立った取組を行うことが必要である。本校においても、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むべく、いじめを生まない土壌を作るため、教職

員が一体となった継続的な取組を行う。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うようにする。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目することで、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。加えて、未然防止の観点から、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりの取組みをする。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知するように体制づくりを図る。

(3) 実態把握に取組む体制

ア 「いじめ相談窓口」を設置しその周知を図る。

構成員は、教頭、生徒指導主事、生徒指導部員、保健主事、養護教諭とする。

イ 保護者、生徒へのアンケート調査（毎学期）を実施する。

ウ 三者懇談・生徒との面接等で状況把握に努める。

エ 教育相談（保健部）で状況把握に努める。

オ PTA の委員会等の会合で状況把握に努める。

カ その他

(4) いじめに対する措置と実施体制

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、生徒指導部等がいじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で組織的な対応をする。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的・実効的に行うため、いじめ防止委員会（以下「委員会」という。）を設置し活用する。委員会は、いじめの態様により関係部署と連携を執り、いじめの早期解決を図るとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力を図り、教育委員会・警察・医師・各種相談窓口等の関係機関・専門機関との連携が円滑に進むよう取り組む。

(5) 重大事態に対する対応・措置

生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような事態が起きた場合は、校長は直ちに委員会を招集し対応の方針を策定する。

5 いじめ対応の手順

※ 教職員は、常に状況把握に努め、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。

(1) いじめの対応

いじめの情報



いじめの情報収集・調査 (管理職・生徒指導部)



いじめの実態あり→県教育委員会報告 (管理職)



支援・指導体制を組む (委員会・生徒指導部等)

- ・いじめられた生徒の支援
- ・いじめた生徒への指導
- ・いじめの傍観者への指導
- ・保護者 (加害者・被害者) との連携



収束 再発防止策の検討 (委員会・生徒指導部等)

(2) 重大事態の対応

ア 重大事態とは、

- (ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- (イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間 30 日を目安に一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

イ 重大事態の発生



県教育委員会報告 (管理職)

いじめの調査組織の設置 (県教育委員会・委員会・生徒指導部・関係職員等)



調査 (委員会、生徒指導部等)

聞き取り、アンケート等



調査結果による措置 (県教育委員会、警察等の関係機関との連携)

情報提供 (いじめを受けた生徒、保護者、マスコミ等へ)

生徒への支援・指導



収束 再発防止策

参考 「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A

参考 生徒指導資料 No.28 (改訂版)

6 校内研修

いじめを未然に防止する教職員の資質の向上，また，いじめが発生した場合の早期発見・いじめへの対処に関する取組み方法等を研修する。

(1) 「学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント」の確認

(2) 「いじめの防止等に関する基本的考え方」の確認

(3) いじめの定義の確認 いじめの定義の確認といじめに当たるか否かの判断の確認

参照 「いじめ防止等のための基本的な方針」 P4 5 「いじめの定義」

(4) いじめの理解 暴力・暴力を伴わないいじめの理解と加害者・被害者・傍観者にならないといういじめを許容しない集団づくり

参照 「いじめ防止等のための基本的な方針」 P6 「6 いじめの理解」

(5) チェックリスト実施による研修

参照 生徒指導資料 No.28 (改訂版)

(6) その他 外部講師等による研修など

7 年間計画 別紙1

8 基本方針の見直し

より実効性の高い取組みを実施するため，基本方針が本校の実情に即して機能しているかを，委員会が中心となり検証し必要に応じて見直しを図る。

附則

この方針は，平成26年2月25日から施行する。